

2019年度

事業計画

人間性の尊重と

ノーマライゼーション

一人ひとりの人格と人権を尊重し
健康を守り、明るく、楽しく安心
して日常生活ができるように支援
して行きます

tai kei kai

社会福祉法人 大 恵 会

法人 本部：栃木県日光市板橋 2190 番地 2（特別養護老人ホーム今市ホーム内）

電話 0288-27-0361 FAX 0288-27-0362

法人事務局：栃木県日光市今市 1086 番地 2（特別養護老人ホームひかりの里内）

電話 0288-30-3911 FAX 0288-30-3912

目次

- I 法人運営基本方針 (P1)
- II 特別養護老人ホーム今市ホーム拠点 (P1～P6)
- III 特別養護老人ホームひかりの里拠点 (P7～P12)
- IV 養護老人ホーム晃明荘拠点 (P13～P16)
- V 共同生活援助事業所ホーム38拠点 (P17～)

法人運営基本方針

社会構造の変化に伴い社会ニーズの多様性が言われて久しい。大恵会は法人本部を基本とした事業実施体制を確立し透明性を担保した自主自立経営体制を目指す。併せて、各拠点施設の多機能化を目指し共生社会の実現に向けて一翼を担うものである。

1. 自立支援を基本とし、一人ひとりの「思い」「価値観」を尊重したサービス提供主体及び社会福祉法人としての責務を全うするものである。
2. 法人運営、活動の可視化を図り、職員の専門職としての誇りとやりがいの創出に努めるものである。
3. 社会福祉事業実践において法令順守を基本とし、ニーズの多様性を理解し、柔軟かつ適切に対応することで権利擁護への意識を高めていくものである。
4. 社会福祉事業の実践はもとより、公益的事業の運営についての研究活動を行い将来的には地域公益事業実践がされる法人組織の基盤整備を行うものである。
5. 生活の継続性を念頭として、事業継続マネジメントの手法を活用し住民の立場で防災管理を徹底するものである。

特別養護老人ホーム今市ホーム拠点区分

特別養護老人ホーム今市ホーム・在宅介護支援センターおちあい

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護

訪問介護・訪問入浴・通所介護・居宅介護支援・地域包括支援センター

利用定員

特別養護老人ホーム	50名
短期入所生活介護	10名
通所介護	30名

I 特別養護老人ホーム今市ホーム

1 目標

- 1) 利用者が一人一人にあったサービスを提供し自立支援に努める。
- 2) 施設生活における安全性の確保に努める。
- 3) 地域における公益的な取り組みを推進する。
- 4) 早期の入所を実現し、利用者の要望に応える
- 5) 職員の募集、育成、技術の向上に努める

2 提供サービス

- 1) 生活相談
 - ・入退居を円滑に調整することで、入居者率の安定を目指す。
 - ・利用者や家族からの相談を受け適切な対処に努める。
- 2) 介護
 - ・利用者の一人一人にあった生活支援に努め自立支援を目指す。
 - ・多職種で情報を共有し、変化の早期発見に努め利用者の安全を守る。
 - ・施設外の研修参加や資格取得に努め、職員の専門性の向上に努める。
- 3) 看護
 - ・身体状況や体調の変化を早期発見、嘱託医との連携を図り早期治療に努める。
 - ・感染症委員会を中心として、インフルエンザ等の感染症の発生と蔓延を防ぐ。

- ・皮膚状態のチェック、栄養状態、評価、褥瘡予防を徹底する。
- 4) 栄養
 - ・行事食や選択食を充実させるとともに、利用者のリクエストを反映させたメニューの提供を行い食事に対する満足感を得られるよう努める。
 - ・利用者ひとりひとりに適した栄養管理を行い、多職種で連携して低栄養のリスクがある利用者の減少に努める。
 - ・厨房内での衛生管理や衛生面に配慮した食事の取り扱いを徹底して行い、食中毒の発生を防止する。
 - 5) 機能訓練
 - ・利用者のニーズに合った日常生活の場における潜在する能力を最大に発揮させて機能の維持及び活動向上に資する訓練の充実を図ると共に、本人の安心した生活を確保する。
 - 6) 地域における公益事業
 - ・配食サービス
 - ・利用者負担軽減制度事業
 - ・訪問介護指導事業
 - ・行事に通し、地域文化の継承と福祉の発信
 - ・実習学生の専門的知識・技術の育成支援
- 3 各種委員会活動
 - 1) 安全衛生委員会
 - ・職員の安全と健康を確保すると共に、働きやすい職場づくりを促進する。
 - ・ストレスチェックを実施し、嘱託医との連携を密にし、メンタルヘルス不調の防止、働きやすい職場環境を形成する。
 - 2) 事故防止委員会
 - ・事故の分析と防止策の周知・評価を行い、再発防止に努める。
 - 3) 感染症委員会
 - ・感染症を予防する体制を整え、研修等にて周知する。
 - ・感染症発生時の迅速な対応と拡大防止策(予防投与等)の周知徹底
 - 4) 身体拘束廃止及び虐待防止委員会
 - ・高齢者虐待防止の研修等を行い、手続き様式等も周知徹底する。
 - 5) 褥瘡委員会
 - ・褥瘡の予防と改善に向け、計画書に基づいた支援に取り組む。
 - ・定期的に利用者の評価をする。
 - 6) 排泄委員会
 - ・利用者一人一人の残存機能を把握し、できる限りトイレで座っての排泄を促し、安全で快適な排泄ケアに努める。
 - 7) 給食委員会
 - ・行事食やリクエストメニューの企画、食中毒防止のための対策などを多職種で検討し、食事サービスの向上に努める。
 - 8) 研修委員会
 - ・施設全体の研修の企画・運営を行う。
 - 9) 入所判定委員会
 - ・定期的な入所判定委員会の開催

- 10) 防災防犯委員会
 - ・防災訓練の実施
 - ・防災マニュアル作成・周知

II 在宅介護支援センターおちあい訪問介護事業所

1 目標

- 1) 利用者が住み慣れた地域で安全に暮らせるよう、人権や自己決定を尊重し利用者の立場に立った質の高いサービスの提供（ターミナルケア・障害者4名含む）
- 2) 利用者、家族、訪問介護員、各関連機関への報告・連絡・相談を円滑に行う。
- 3) サービスの統一化とヘルパー技術の向上

2 各種会議

- 1) 担当者会議に参加
- 2) ヘルパー会議（1回/月）
- 3) 各研修（部署内1回/2か月・施設外）への参加

III 在宅介護支援センターおちあい訪問入浴事業所

1 目標

- 1) 利用者が安全に安心して利用できるよう、利用者一人ひとりの身体状況を把握し、異常の早期発見と健康管理・生活上の助言等、利用者、家族に提供する。
- 2) 各関連機関への報告、連絡、相談を円滑に行う。
- 3) ターミナルケア・身体障害者も出来る限り受け入れることにより幅広い訪問入浴サービスの提供を目指す。
- 4) 職員人材の確保

2 各種会議

- 1) ヘルパー会議（1回/月）
- 2) 担当者会議への参加（利用者ごと1回/年）
- 3) 各種研修会（施設内・施設外）への参加（部署内研修1回/2ヶ月）

VI 南地域包括支援センター

1 目標

地域の高齢者が住みなれた地域で安心して自立した日常生活を継続することが出来るよう、地域において医療・介護・福祉の提供が一体的になされるように、地域包括ケアシステムの実現に向けて関係機関との連携はもちろんのこと民生委員や地域との連携を図り、地域課題の把握・地区診断に努める。

2 主な事業

- 1) 介護予防マネジメント事業
日光市で把握した二次予防高齢者に対し、生活機能の低下を予防するための目標を定めた支援をする。
- 2) 総合相談事業
専門的・継続的な支援を行うため課題の明確化や適切な制度利用につながるよう
に支援する。

- 3) 実態把握事業
地域ケア会議の開催により、個別ケースの検討や情報の共有を行い、地域課題の把握及びネットワークの構築を図る。
- 4) 権利擁護事業
成年後見制度の利用促進や高齢者虐待・困難事例への対応など、継続的に相談支援を行う。
- 5) 介護予防事業
地域内で実施されるサロン事業、交流会の事業開催に協力し、参加者の実情を把握し地域課題の把握に繋げる。
- 6) 包括的・継続的ケアマネジメント事業
介護支援専門員とのネットワークの構築や継続的サポートの実施。
- 7) 介護支援事業及び日常生活支援総合事業
高齢になってもできる限り住み慣れた地域で生活できるように、生活の維持・改善を目的にサービスの提供をする。

3 各種会議

日光市地域包括支援センター連絡会議、日常生活圏域会議、地域ケア会議(自宅でくらす会議、ケアマネジメント支援会議)、保健師・看護師打合せ、成年後見及び社会福祉士会議、主任介護支援専門員打合せ、にっこう福祉のまちづくり推進委員会、民生委員・児童委員協議会、精神保健受理会議、運営推進委員会

V 在宅介護支援センターおちあい居宅介護支援事業所

1 目標

- 1) 要介護者が在宅にて自分らしく可能な限り自立した生活が送れるよう、利用者の依頼を受けその心身状況、置かれている環境、利用者及びその家族の希望を勘案し居宅サービス計画を作成するとともに計画に基づいたサービスが確保されるよう連携・調整を図る。
- 2) 日光市はケアマネ不足の傾向があり、要介護者や家族が介護サービス利用に際しケアマネ選択に苦慮している。当事業所は、出来る限り利用者に寄り添う支援ができるよう努力する。

2 目的・方針

- 1) 医療との連絡、連携に努める ⇒ かかりつけ医との連携
- 2) 介護支援専門員の質の向上に努める ⇒ 外部研修会等に可能な限り参加
- 3) コンプライアンスを遵守した業務を継続 ⇒ 介護保険制度の理解を深める

IV 在宅介護支援センターおちあい通所介護事業所

1 目標

- 1) 利用者の人権を尊重し、地域と密着した信頼ある施設を目指す。
- 2) 火災・防災・防犯に備え定期的に訓練を開催する。
- 3) 送迎時は安全運転を心掛け法令を順守し、無事故・無違反に勤める。

2 介護サービス

- 1) 生活相談
 - ・アセスメントを徹底し、ニーズに柔軟かつ適切に答えられるようにする。

- ・利用者の尊厳を守り適切な接し方や言葉遣いを徹底する。

2) 介護

- ・利用者の心身の状態に応じて本人に合った介護方法を提供する。
- ・利用者の生活の質の向上を図る
- ・年中行事や外出などの生活の中で楽しみを見出してもらう。

3) 看護

- ・心身共に安心、安定して仕事に取り組めるよう、体調に留意し健康維持に努める。
- ・清潔な環境の中に安全・安心に過ごせる様、周囲の環境に常に目を配る。
- ・デイサービスは在宅の延長であり、生活援助として見守りや服薬管理を行いかかりつけ医師の指示通りの服薬が出来る様支援する。

4) 栄養

- ・栄養面・食事制限等に配慮した食事を提供し、選択食や行事食も取り入れて食事を楽しんでもらう。また、利用者が和やかな雰囲気の中で食事が出来るよう努める。

5) 機能訓練

- ・デイサービスの中での生活を通して日常生活動作を行い、心身機能を維持していく。

3 各種会議

- 1) 事例検討会議を定期的、また必要時に行い、よりよきサービスを目指す。
- 2) 会議を月に1回行い、職員間で技能向上し情報を共有し連携を図る。
- 3) 外部研修へ各職員が年間1回以上参加するように研修計画をつくる。

ひかりの里拠点

ひかりの里拠点

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・通所介護・居宅介護支援
グループホームひなた

利用定員

特別養護老人ホーム（50名）短期入所生活介護（10名）通所介護（20名）
認知症高齢者共同生活介護（9名）

I 特別養護老人ホーム・短期入所生活介護

1 目標

- 1) 利用者、家族が安心できるサービスの提供
- 2) 利用稼働率の向上
- 3) 人材育成、定着

2 介護（生活支援）サービス

1) 生活相談

① 地域貢献活動に向けた取組の推進

- ・地域住民との関係構築や地域ニーズの把握に努め、施設機能が提供できるようにする。
- ・ふくまち委員会等、地域会議、研修等へ参加し地域の課題等、情報収集を行う。
- ・施設の情報や機能を発信し役割・機能の理解がされるようイベントを行う。
- ・安心感、信頼感が得られるように、生活の様子や健康診断等の情報提供を行う。
- ・サービスに対する要望や施設（職員）に対する意見等、アンケート調査を行い、サービスの向上につなげる。

② 入居者稼働率の向上（目標：特養 94%、短期入所 90%）

- ・安定した稼働率を維持できるよう常に待機者の最新情報と短期入所生活介護利用者の情報をリンクして空床が出ないようベットコントロールを行う。
- ・申込者の多様性、医療ニーズ者の状態に合わせた態勢整備。
- ・入院した際は状態の把握、退院・退所の対応を迅速に行えるようにする。（1ヶ月以内の退院調整）

2) 介護

① 入居者の意思・人格を尊重し、入居者の「現在（いま）」を大切にする。

- ・座位姿勢を中心とした動作・生活行為（移乗、食事、排泄、入浴）の支援
- ・ケアサービスの評価

② 人材の育成

- ・認知症基礎研修、実践者、リーダー研修
- ・ユニットリーダー研修への推進
- ・その他リーダー研修
- ・業務の平準化

③ ケアの目的、業務内容の共有

- ・業務の細分化
- ・業務マニュアル、ルールの整備

④ 一人ひとりの個性と生活リズムを尊重したケア

- ・ユニットケアの推進
- ・24時間シートの活用

- ・余暇活動、クラブ活動の充実

3) 看護

① 健康管理

- ・平均年齢が 89 歳と高齢であるため、高齢者の特徴を共有し肺炎、感染症予防に努める。
- ・年 2 回の健康診断を行ない主疾患の管理、異常の早期発見、対応に努める。

② 生活予防

- ・水分、食事摂取量、排泄（排便）状況の把握を行う。
- ・褥瘡発生リスクの評価、予防に努める。
- ・歯科医師、歯科衛生士等と連携を取り、利用者の口腔ケアを充実させ肺炎予防に努める。

4) 栄養

① 生活に豊かさと満足感が味わえるような食事の提供

- ・季節感のある献立や入居者の嗜好に配慮した食事を提供する。
- ・生活の張り合いとなるような行事食やイベント食などを取り入れる。
- ・個人毎の栄養所要量に基づく献立により、健康の維持を図る。

② 栄養ケアの向上

- ・入居者一人ひとりに合った栄養ケア計画を作成・実施し、多職種で協力して栄養改善に取り組む。
- ・疾患のある利用者には、その病態に応じた療養食を提供する。
- ・定期的に評価、見直しを行い、早期に回復に努める。

③ 摂食・嚥下機能に配慮した食事

- ・嚥下や咀嚼状態により食事形態の検討を行い、口から安全に食事が食べられるようにする。
- ・嚥下機能が低下しても経口で食事が楽しめるような取り組みをする。

5) 機能訓練

① 動作・生活行為の維持・向上

- ・入居者一人ひとりの日常生活行為の把握と機能維持
- ・他職種協働で生活リハビリの実施

② 痛み、苦痛の軽減

- ・可能な範囲で体を動かせる機会の確保
- ・関節の痛みや褥瘡などによる新たな苦痛の予防
- ・車イス、ベッド上でのポジショニングの評価・見直し

3 各種委員会

1) 運営委員会（毎月第 4 火曜日）

- ・ひかりの里拠点、各サービス事業の経営、運営

2) 安全衛生委員会（毎月第 4 火曜日）

- ・健康、ストレスチェック、腰痛予防の啓発
- ・腰痛予防研修会の実施

3) 防災（火災・地震・風水害）委員会（年 2 回 6 月、12 月）

- ・防災訓練の実施（年 2 回 6 月、12 月）

4) 身体拘束等廃止委員会（5 月、9 月、1 月）

- ・身体拘束等廃止研修会の実施（年 2 回、6 月、11 月）

5) 高齢者虐待防止委員会（5 月、9 月、1 月）

- ・高齢者虐待防止研修会の実施（年2回、6月、11月）
- ・権利擁護者推進員研修会への参加
- 6) 事故防止委員会（毎月第一月曜日）
 - ・事故防止研修の実施（年2回、7月、12月）
 - ・事故発生時の分析と対応の周知
 - ・ヒヤリハット活動の推進
- 7) 感染症防止委員会（年3回、6月、10月、2月）
 - ・感染症防止研修の実施（年2回8月、12月）
 - ・インフルエンザ、ノロウイルスの予防
 - ・肺炎、尿路感染症の予防
- 8) 褥瘡防止委員会（年3回、6月、10月、2月）
 - ・褥瘡防止研修会の実施（年2回、8月、12月）
 - ・褥瘡リスク者への対応
- 9) 給食委員会（毎月第4木曜日）
 - ・行事食の企画・実施
 - ・委託業者との連携
- 10) 広報委員会（随時）
 - ・ホームページを活用した広報活動
- 11) 入所検討委員会（原則3ヶ月に1回）
 - ・定期的な入所検討委員会の開催
- 12) 行事委員会（随時）
 - ・イベントの企画・実施
 - ・敬老会の企画・実施

II ひかりの里通所介護事業所

1 目標

- 1) 個別機能訓練による利用者のADL維持、改善
- 2) 利用稼働率の向上
- 3) サービスプログラム創出

2 介護サービス

1) 生活相談

家族、ケアマネジャー、その他のサービス事業者と連携し、住み慣れた地域や住まいで、尊厳ある自立した生活を継続してもらえるように、生活の上での課題や利用者が望む、利用者の為のサービス把握に努める。

- ・利用者、家族へのアンケートを実施し課題の抽出。
- ・利用稼働率の向上（90%）と、保険外サービスの研究活動。

2) 介護

“その人”を中心としたケアを行うため、利用者が今どのように感じ、どのような思いでいるかを常に考えてサービスを提供する。

- ・食事、排泄、入浴など、在宅生活を継続する上で必要なことをイメージしたケアを行い、レクリエーション等は集団から個別、その方に合わせた内容を実施する。

3) 看護

- ・身近な医療者として、利用者やご家族から健康面での相談を受けられる関係づ

くりをし、生活が継続できるように努める。

- ・利用者様が健康を維持して自宅で生活が出来るように、家族、関係機関と情報共有して、身体状況や体調の変化に努める。
- ・利用中に体調の変化が起こった場合は迅速に対応できるように、緊急時対応マニュアルの作成。

4) 栄養

- ・生活に豊かさと満足感が味わえるような食事の提供。
- ・季節感のある献立や入居者の嗜好に配慮した食事を提供する。
- ・生活の張り合いとなるような行事食やイベント食などを取り入れる。
- ・個人毎の栄養所要量に基づく献立により、健康の維持を図る。
- ・栄養ケアの向上。
- ・疾患のある利用者には、その病態に応じた療養食を提供する。
- ・摂食、嚥下機能に配慮した食事。
- ・嚥下や咀嚼状態により食事形態の検討を行い、口から安全に食事が食べられるように支援する。
- ・嚥下機能が低下しても経口で食事が楽しめるような取り組みを行う。

5) 機能訓練

- ・安心、安全で自立支援、重度化防止に資する機能訓練。
- ・心身機能の維持が行えるよう機能訓練を実施する。
- ・生活機能維持ができることで、生活が継続できるように生活環境を理解し計画する。

3 各種会議

- ・デイサービス会議の開催（毎月）
- ・拠点共同による委員会活動の実施。
- ・拠点共同による研修会の実施。

Ⅲ ひかりの里居宅介護支援事業所

1 目標

- 1) 介護保険法の理念に基づき、要介護者（要介護 1～5・要支援 1～2・事業対象者）が在宅にて、自分らしく可能な限り自立した生活を送れるように、居宅サービス等を適切に利用できるよう、利用者の依頼を受け、その心身の状況、置かれている環境、利用者及びその家族の希望を勘案し、適切なケアマネジメントのもとに居宅サービス計画書を作成し、計画に基づいたサービスが確保されるよう連携及び調整を図る。
 - ・利用者、家族の在宅生活（在宅介護）の支援に努める。
 - ・安定した利用者数の確保に努める。
 - ・医療との連携、連絡に努める。
 - ・地域包括支援センター委託による介護予防居宅介護支援を実施する。
 - ・介護支援専門員の資質向上に努める。
 - ・介護保険制度に則り、コンプライアンスを遵守した業務を継続する。
- 2) 介護支援専門員として介護保険が目指す高齢者の尊厳を保持し、自立支援を進める在宅生活の実現に寄与する在宅介護支援活動を行い、地域に選ばれる事業所になることを目指す。
- 3) 地域包括支援システム（重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らし

い生活を人生の最後まで継続できるよう、各市町村の地方行政単位で地域別に異なる高齢者のニーズと医療・介護の実情を性格に把握し、豊かな老後に向けて住民や医療、介護施設などと連携・協議し、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する。)の構築に寄与する事業所を目指す。

2 各種研修及び会議

介護支援専門員の資質・向上を図るため、研修及び各種会議へ参加の機会を設ける。

- ・更新研修
- ・職員のレベルに応じた研修
- ・行政からの通知による必要研修への参加
- ・介護支援専門員実務研修実習生の受入協力
- ・地域ケア会議への参加

グループホームひなた

(介護予防) 認知症共同生活介護 利用定員 9名

1 目標

- 1) 利用者のご自宅で生活していたことが継続できるよう支援する。
- 2) 利用者が有する能力を最大限引き出せるよう支援する。
- 3) 主治医との連携を図り、健康管理に努め早期発見・持病の悪化を防ぐ。
- 4) 利用者を中心に家族・職員が手を取り合い利用者の生活の質の向上を目指す。
- 5) 地域社会との共生を図るため、地域の行事に積極的に参加する。
- 6) 職員は専門性をもって根拠ある支援に勤めるよう自己研鑽する。
- 7) 稼働率の向上 (97%)

2 介護(生活支援)サービス

- 1) 利用者の自己選択を促し尊重する。
- 2) 利用者の有する能力においての自立(自律)を促し、その先の可能性まで見据え支援する。
- 3) 利用者の平常時を知り、細やかな観察をする。
 - ・水分摂取を徹底し感染症の予防に勤める。
 - ・異常の早期発見、主治医・家族と連携を取り治療につなげ悪化を防ぐ。
- 4) 認知症の理解を深め、進行の過程を知りその時々に応じた対応をする。
- 5) 利用者の思いを聞き、家族と相談しながら最良の方法で進めます。
- 6) 季節の行事や行事食の提供をして折々の季節を愛で、毎月の誕生会を兼ねた外食会の開催や手作りケーキでお祝いをします。
 - ・2か月ごとに訪問美容が来所しカットができます。
 - ・ほぼ毎月、歌や読み聞かせのボランティア催事があります。
- 7) 地域の行事に積極的に参加する。
 - ・地域の保育所、小・中学校などの行事に参加できるよう働きかける。
 - ・利用者が地域との交流の中で社会参加の機会を作る。
- 8) 専門性を高めるため研修に参加、資格の取得に勤める。
 - ・常に情報を収集し最新の介護技術・知識にアップデートする。
 - ・根拠ある支援を展開する。

3 各種会議

- 1) 運営推進会議（5・7・9・11・1・3月の1回/2ヵ月。年6回開催）
 - ・種々の意見や情報交換を行いながら、適切な運営が行えるようにする。
- 2) 身体的拘束等の取り組みについて協議する
 - ・運営推進会議と同時開催し、身体拘束および虐待についての事例などを協議。地域の方などに情報の発信も兼ねる。また、地域の方々から意見や情報を頂戴する場とする。（施設長・家族会代表・地区民生委員・塩野室地域住民・市役所職員・施設職員で構成）
- 3) 職員会議 月単位での開催
 - ・利用者支援の方向性、個別の課題、対応について共有する場とする。
 - ・施設運営面で職員が働きやすい環境づくりについて協議する。
- 4) 事故報告書の検証 随時開催
 - ・事故、ヒヤリハットの検証を行う。情報の共有はもちろん、事故の原因（個人因子・環境因子）を探り、今後予測される事故の防止などを考える学習の場とする。

養護老人ホーム晃明荘拠点区分

晃明荘拠点

養護老人ホーム・特定施設入所者生活介護・短期宿泊事業
小規模多機能型施設・認知症高齢者グループホーム・認知症共用型通所介護

利用定員

養護老人ホーム（84人）・特定施設入所者生活介護（84人中34人）

・短期宿泊事業

小規模多機能型施設

登録定員 29名 通い：18名/日・宿泊：9名/日・訪問：200回以上/月

認知種高齢者グループホーム：利用定員9名

認知症共用型通所介護：利用定員3名/日

I. 養護老人ホーム晃明荘・特定施設入居者生活介護施設晃明荘

1 目標

1) 経営の安定化に向けて、月初日（基準日）における入所者登録率94%を確保する。

・入居者本位の支援の実践を図るため、入居者の個々のニーズや思いを尊重し的確な支援を提供できるよう、サービス内容を適切に評価し質の向上を図り、信頼と納得が得られる支援に努める。

2) 長期入院の解消に向けて医療機関・措置権者とのカンファレンスを実施することでベット稼働率の80%を維持する。

・施設入居者の多様化、入居者の心身の変化に伴う個別支援の必要性などが増大していることから、合理的・客観的な個別サービスを実践するために職員の専門性の資質向上に努める。

3) 特定施設入所者生活介護における利用者数を30人以上とし、増収を図る。

・地域から求められる役割を果し継続的で良質な事業運営を図るため、安定した経営基盤の確立を目指す。

4) 地域社会に貢献できる施設づくりを進めるため、地域住民が参加できる事業や地域活動への参加、交流を推進します。

2 提供サービス

1) 生活相談

・多職種と協働の下、入居者の潜在ニーズの発掘に努めることで、適切なサービス提供体制の確保を目指す。相談業務は適宜評価し、専門的な知識は外部研修により補う。

・自立支援を基本とし、意図的な感情の表出に努める。本人の自発性を高めるため本人へのアセスメント活動を徹底する。

・明神地区自治会に加入したことをきっかけに、地域で行われており、かつ入居者が施設内外で自主的に参加できる活動を援助する。

・自治会役員、地域住民と接点を持てるように会合や活動の場に参加し、地域と入居者の橋渡しの役割を担うことで地域公益的事業の実施基盤整備に努める。

2) 介護サービス

・入居者の高齢化に伴い、身体状況・精神面での低下が見られている。

入居者一人一人が、自身の心身の変化や仲間の変化に気付き、認め、受け入れることで、要介護者と自立者の共存が円滑となり、特定施設としての役割・特

色が生かせるようにしていく。

- ・介護職員個々の業務分担の明確化、チーム力の強化、知識、技術、資質の向上、新人職員研修の実施、マニュアル・指針の見直し作成。
- ・認知症の症状がみられる入居者であっても、要介護状態にない入居者と共存できるコミュニティ形成を目指す。

3) 看護サービス

- ・医療機関（嘱託医含む）との協働体制確立。
- ・日々の健康状況をデータ化し、疾患が疑われる対象者や発症が予測される対象者を選定し、疾病予防に努める。
- ・加齢に伴って身体機能の低下を予防するため断続的な運動機能向上訓練を実施する。
- ・感染症対策委員会を中心としてインフルエンザ等の感染症対策を充実し集団感染リスクを回避する。

4) 栄養サービス

- ・食生活の充実から健康維持を推進する。
- ・栄養マネジメントを適切に行い、食事提供方法（代替食等）を検討し健康維持に努める。
- ・会食の雰囲気を意識し食生活環境への配慮を行う。

5) 地域における公益的事業

- ・施設に求められている役割を果たすためには、地域ニーズの理解と協力が不可欠である。地域社会との良好な関係づくりを発展させ地域に親しみを抱ける施設運営に努める。

3 各種委員会活動

1) 施設運営委員会

- ・介護レベル向上、施設内研修、苦情対応、施設行事の企画など施設運営に関することを協議決定する。また、各委員会の活動等を所管する。

2) 事故防止委員会

- ・事故防止、予防の意識の高揚を図るとともに、事故報告書による発生事案の検証と予防対策を行い運営委員会に報告する。

3) 感染症対策委員会

- ・年2回感染症の研修会を開催し感染症予防の意識を高め、定期的に委員会（3か月1回）を開催する。また、入居者及び職員に感染症罹患者が確認された場合には、臨時の対策会議を行う。感染症シーズンなど居室、廊下共用部等の消毒を徹底し予防に努める。

4) 身体拘束・虐待防止委員会

- ・入居者の安全と権利擁護の観点から、適正な支援が実施され、入居者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に委員会を開催し、身体拘束、虐待の防止に努める。

5) 給食委員会

- ・食事の提供方法、食器、テーブル、椅子など食事環境を見直すとともに、入居者の嗜好調査を実施し、献立や行事に提案していくとともに職員の食に関する知識・関心を高め、安全な食環境の整備を行う。

6) 広報委員会

- ・入居者及び家族に施設行事、活動などを年4回の広報誌として発行する。

7) 防火、防災対策委員会

- ・消防計画に基づき年2回の全職員、全入居者参加の避難訓練と災害対応、防災設備等の研修を実施する。また、月に1回の消防設備、避難器具、避難経路の点検を実施するとともに、日頃から防災についての周知に努める。

小規模多機能型ホームみょうじん

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

1 目標

- 1) 職員人員体制を見極めながら事業所のもつ支援能力をフルに生かして、利用時間の延長や早朝・夜間訪問、配食などを行うとともに、他事業所で受入困難なケースを関係機関と連携して受け入れなどの対応に取り組む。
- 2) 29名登録を目標にし、小規模多機能型の特徴である柔軟なサービスを行うために、個々のニーズの変化を随時把握し、臨機応変な受け入れを行う。

2 提供サービス

1) 生活相談

- ・利用者の地域での暮らしを継続的に支援するため、本人・家族などから以前の暮らし方の聞き取り調査を行い把握した情報を基に居宅計画に反映し日常生活を支援する。

2) 介護サービス

- ・職員間で話し合い提供したサービスを反復して分析・評価を行い、改善行動を習慣化してより質の高いサービスを提供していく。
- ・傾聴、見守り、配膳、外出付き添いなどに係るボランティアを発掘し、パーソナルサポーターによる利用者個別支援の実現を目指す。

3) 看護サービス

- ・看護師を中心に日々の身体状態を把握し、病院受診に際は家族や協力病院等と連携して状態を的確に把握して今後の健康管理。

4) 栄養サービス

- ・医師等の助言を受け利用者の栄養上状態を確認しながら、嗜好に合った食事の提供に取り組む。

5) 機能回復訓練

- ・市内のリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士と連携して利用者の生活機能の向上を目指すよう取り組む。

6) 地域における公益的事業

- ・地元自治会と災害等相互協力書を取り交わし、近年の異常気象や頻繁に発生する大規模地震等の災害に備えるとともに、地域内で火災及びその他の災害が発生した場合は被災者受け入れ、衣食住等の必要な生活支援を行い、地域の災害支援拠点としての役割を担う。

3 各種委員会活動

運営推進会議を活用し地域で抱える介護問題の事例検討を重ね、地域の介護実態を相互に認識し、問題解決に向けたプロセスを共有しながら、地域における事業所の役割を果たしていく。

グループホームみょうじん

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護・(介護予防) 共用型認知症対応通所介護

1 目標

- 1) 利用者の長期入居により高齢化・重度化が進む中、これまで提供した生活支援から身体的支援に重点が移りつつある。家庭的環境の中で地域住民の交流を図りながら、各利用者の身体状態に適した介護支援を行い、可能な限り住み慣れた地域で生活が続けられるよう努め、利用者の健康維持と事故防止に努め、入院を未然に防ぐよう努める。
- 2) 共用デイサービスにおいては、周知に努め、利用定員2人以上を目標に個々の症状に合わせた支援を行う。

2 提供サービス

1) 介護サービス

- ・入浴介助を安全かつ効率的に行うため国の助成制度を活用してリフト付きシャワーキャリーを導入し利用者の重度化に対応するサービスを提供するとともに、介護職員の身体的負担の軽減を図る。

2) 看護サービス

- ・医療連携体制を強化し利用者の日常上の健康管理に努めるとともに、家族では対応できない病院受診の支援していく。

3) 栄養サービス

- ・栄養スクリーニングを視野に入れ併設する小規模多機能型みょうじんと協同して利用者の栄養値を考えた食事献立を検討し、栄養面から利用者を支援していくとともに、事業所の業務の効率化を図っていく。

4) 機能訓練

- ・市内のリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士と連携して利用者の生活機能の向上を目指すよう取り組む。

5) 地域における公益的事業

- ・認知症カフェ事業を通じ社会参加を呼びかけ、地域コミュニティの形成や地域が作る社会福祉の実現に向け取り組む。

また、参加を希望する移動困難者に対し、毎月自宅を訪問し参加の有無と声掛け・安否確認をしながら無料送迎を行い、地域参加を積極的に呼びかけ在宅支援を行う。

3 各種委員会活動

運営推進会議において事業所の身体的拘束等適正化に係る取り組み状況を報告し、委員の助言をもとに利用者の尊厳と主体性を尊重に取り組む。

ホーム 38 拠点 共同生活援助

利用定員

共同生活援助 20 名

共同生活援助事業所ホーム 38

1 目標

障害者総合支援法の業務運営において稼働率 80%を目標とし、次年度以降の活動資金の確保を目指す。

2 提供サービス

1) 生活相談（暮らしイキイキ事業）

- ・宇都宮市内陽南地区にて共同生活援助事業の運営による社会ニーズの発見
- ・声なき声をキャッチし真摯に向き合い新たな価値観に気づき創造し行動する
- ・適切な利用者確保による社会ニーズの充足

2) 介護サービス（暮らしイキイキ事業）

- ・日中活動支援プログラムの創設に向けた調査活動

3) 看護サービス（暮らしイキイキ事業）

- ・疾病、障がいの特性を理解し、かかりつけ医との情報共有に努める

4) 栄養サービス（暮らしイキイキ事業）

- ・平準的な食事サービスの提供体制確保のため、適切な業者選定を行う。

5) 機能訓練（明日を照らす事業）

- ・日中活動の機会確保をすることで生きがいの創出を図る。

6) 地域における公益的事業（明日を照らす事業）

- ・施設機能の周知・解放に努め、社会包摂への理解を促進する。
- ・職員のダイバーシティ化を推進し、研究事業等の充実と発信法、ツールの検証

3 各種委員会

1) 防災（火災、地震、風水害）委員会（随時）

- ・防災訓練の実施（年 2 回の火災訓練、地震等災害訓練）
- ・防災マニュアルの整備、周知
- ・防災備品等の整備

2) 身体拘束、虐待防止委員会（3月に1回以上）

- ・身体拘束への取り組みの推進。
- ・研修会の企画、運営、啓発活動の定期的な活動。

3) 事故防止委員会（毎月）

- ・事故防止研修の企画、運営（年 2 回以上）
- ・事故発生の分析と対応の周知、事故件数が減少できるよう取り組む。

4) 感染症防止委員会（3月に1回以上）

- ・感染症防止研修の企画、運営（年 2 回以上）
- ・インフルエンザ、ノロウイルス、疥癬の予防を徹底する。
- ・抗インフルエンザ薬の予防投与について周知、徹底する。

5) 入所検討委員会

- ・随時開催